

水俣市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年8月4日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和5年度財務監査（定期監査：危機管理防災課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度危機管理防災課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（危機管理防災課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年4月18日（火）から4月19日（水）まで

イ 本監査 令和5年5月22日（月）から6月13日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。(9月分、2件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 災害対策費における時間外勤務手当については、時間の制約のある中での対応とはなるが、執行後に再度確認を行う等、総務課と連携、協力し、チェック体制を整えられたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認記録簿が作成されていないので、作成されたい。

2 収入事務について

国・県からの補助金・負担金等については、一般的には、交付決定通知があったときに調定を行うこととなっている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）ので、交付決定通知を受付け、その内容が適正であると認めた場合には、速やかに調定を行われたい。

- ①令和4年度自衛官募集事務地方公共団体委託費

3 支出事務について

- (2) 出張命令がないもので、ETCカードの使用が認められるものがあった。
 - ① 12/2 防災フェスタお礼
- (1) 出張命令はないが、時間外勤務命令簿に記載のあるものがあった。
 - ① 9/4 消防操法大会
 - ② 2/11 鹿児島県原子力防災訓練視察
- (2) 時間外勤務命令簿において、以下の不備が見られた。
 - ① 従事者印のないもの。
 - ② 依頼課長確認印のないもの。
 - ③ 用務の記載のないもの。
- (3) 復命書の報告日の記載誤りが見られた。
- (4) ETCカード使用管理簿に料金（見込）が記載されていない。記載の上、予算残額を確認されたい。

4 契約事務について

- (1) 見積結果表に提出期限を過ぎて提出されている記録がない。
 - ① 消防団装備消防用ホース購入
- (2) 契約書等で報告書の提出とあるが提出されていない。
 - ① 中型バス借上業務
 - ② 気象情報提供業務
- (3) 検査結果通知書が作成されていない。
 - ① 熊本県消防操法大会会場設営
 - ② 災害対応工程管理システム管理運営業務
 - ③ 防災行政無線等保守点検業務
 - ④ 防災フェスタ会場設営業務
 - ⑤ 中型バス借上業務
 - ⑥ 地域防災計画印刷業務
 - ⑦ 消防団装備消防用ホース
 - ⑧ 防災行政無線戸別受信機設置等業務
 - ⑨ ハザードマップデータ作成業務
 - ⑩ 自衛官募集看板修繕業務

5 物品管理事務等について

- (1) 購入した備品が記載されていなかった。
 - ① 消防用ホース
 - ② 小型動力ポンプ付積載車

令和5年度財務監査（定期監査：いきいき健康課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度いきいき健康課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（いきいき健康課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年4月25日（火）から4月26日（水）まで

イ 本監査 令和5年5月22日（月）から6月13日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

- ア 時間外勤務命令簿の勤務時間、実働時間に誤りが見られた。(6/25分)
(高齢介護支援室1件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

- ア 年間を通して実施している事業については、債務負担行為を設定し、3月中に契約を締結する等して、利用者が困ることのないよう事業の実施方法を検討されたい。
(ア) 高齢者移送サービス事業(高齢介護支援室)
- イ 救急医療対策事業に係る病院群輪番制病院運営事業の業務について、水俣市の負担が大きいので、芦北町及び津奈木町も輪番で業務を実施するような体制づくりを検討されたい。(健康推進室)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

- ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。
イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。
ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報

告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認記録簿において、記録の不備が見られた。
 - ① 出張命令管理簿に記載されている出張分について、記録簿に記載されていなかった。
 - ② 運転者名のないもの1件 (1/20)
 - ③ 運転前確認の記入のないもの1件 (4/18)
 - ④ 運転後確認の記入のないもの21件 (6/3、12/1～12/9)

2 収入事務について

- (1) 調定書に、収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。
 - ① 熊本県市町村等自殺対策推進事業補助金 (健康推進室)
 - ② 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業補助金 (高齢介護支援室)
 - ③ 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成 (高齢介護支援室)
 - ④ 単位老人クラブ活動推進事業補助金 (高齢介護支援室)
 - ⑤ 熊本県権利擁護人材育成事業補助金 (高齢介護支援室)
 - ⑥ 市町村保険者機能強化推進交付金 (高齢介護支援室)
 - ⑦ 市町村介護保険保険者努力支援交付金 (高齢介護支援室)

3 支出事務について

- (1) 市長までの支出負担行為の額であるが押印されていない。
 - ① 生活支援体制整備事業 (高齢介護支援室)
- (2) ETCカード使用管理簿に記載があるが、出張命令管理簿に記載のないものがあつた。
 - ① 9/14 献血推進担当者等研修会 (健康推進室1件)
- (3) 時間外勤務命令簿に記載された日付の訂正について、訂正印のないものが見られた。
(12/8分) (健康推進室1件)
- (4) 時間外勤務命令簿の実勤務時間に記載のないものがあつた。(11/13分)
(高齢介護支援室2件)
- (5) 時間外勤務命令簿の課長印のないものがあつた。
 - ① 所属課長印のないもの (4/1～7/8分) (高齢介護支援室52件)
 - ② 命令印及び確認印のないもの (3/23～3/28分) (高齢介護支援室11件)
- (6) 週休日・休日の振替簿で指定日の記入のないものがあつた。(7/10分) (高齢介護支援室1件)
- (7) 物品購入・修理伺書の出納員の印がないものがあつた。(健康推進室2件)
- (8) 切手の使用者の記載がないものがあつた。(健康推進室9件、高齢介護支援室3件)

4 契約事務について

- (1) 見積書提出依頼時の委託期間と契約締結時の委託期間が異なっている。
 - ① 高齢者移送サービス事業 (高齢介護支援室)
- (2) 見積書提出の依頼が決裁日から約3ヶ月後になっているため、利用料の支払いが毎月払いが、初回は5ヶ月分となっている。
 - ① 電子母子手帳サービス利用 (健康推進室)
- (3) 履行期間を過ぎてからの契約書送付となっている。
 - ① 新型コロナウイルスワクチン予防接種コールセンター受付業務 (健康推進室)
- (4) 報告書の提出を求めているが提出されていない。
 - ① 高齢者福祉センター窓口業務 (高齢介護支援室)

(5) 検査結果通知書が作成されていない。

- ① 高齢者福祉センター送迎バス運行業務（高齢介護支援室）
- ② 高齢者福祉センター自家用電気工作物保安管理業務（高齢介護支援室）
- ③ 高齢者福祉センター施設清掃業務（高齢介護支援室）
- ④ シルバーサポート事業委託料（高齢介護支援室）
- ⑤ 独居等高齢者緊急対応支援事業（高齢介護支援室）
- ⑥ 新型コロナワクチン集団接種に係る駐車場整理業務（健康推進室）
- ⑦ もやい直しセンター等整備業務（健康推進室）

5 物品管理事務等について

(1) 備品台帳に記載されていない。

- ① 食品サンプル（とりわけ離乳食チキンカレーセット他）（健康推進室）

令和5年度財務監査（定期監査：福祉課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度福祉課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（福祉課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年5月9日（火）から5月10日（水）まで

イ 本監査 令和5年5月22日（月）から6月13日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 収入事務のうち、令和5年5月10日現在、以下の未収金があるが、今後も戸別訪問等対策の強化を行い、引き続き当該未収金の回収に努められたい。

(ア) 生活保護費返還金（過年度分）	4,790,506 円
(イ) 生活保護費返還金（現年度分）	1,981,542 円
(ウ) 第三者行為被害に係る医療扶助給付損害賠償金	42,650 円
(エ) 児童扶養手当返還金（29年度分）	54,700 円
(オ) 保育料滞納繰越分（法人立）	165,100 円

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認記録簿において、記録の不備が見られた。
 - ア 酒気帯び確認は、対象者の業務の開始前後に実施することとなっているが、運転後確認欄の記載がないものが散見された。
 - イ 酒気帯びの確認を、安全運転管理者の業務を補助する者以外の者が行っているケースが散見された。課長不在の場合等に確認を行う者について安全運転管理者による指定を検討されたい。
 - ウ 出張命令管理簿に記載されている出張分について、記録簿に記載されていないものが散見された。

2 収入事務について

- (1) 調定書に課長の押印のないものが見られた。
 - ① 令和4年5月分 雇用保険料個人負担分（福祉支援室）
 - ② 令和4年6月賞与分 会計年度任用職員雇用保険料（個人負担分）（福祉支援室）
- (2) 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。
 - ① 令和4年度コピー代（10/25、調定書起案日 12/2）（福祉支援室）
- (3) 領収書について、領収書の発行が不要との申出があったものについては、領収書を発行していないが、現金出納にあたっては、適切な対応をお願いしたい。（福祉支援室）
- (4) コピー使用料の領収一覧を作成しているが、記載漏れがあり、実際の収入状況と差異があったので、適切な対応をお願いしたい。（福祉支援室）
- (5) 調定について、手数料として処理すべきところを、雑入で処理しているものがあった。（福祉支援室）

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書が検収年月日を入力した状態で作成されている係があり、検収日以後に作成していると推察されるが、物品購入は、購入等についての伺いの決裁を受けた後、発注し、納品された物品について検収を行うものであり、伺書の作成及び検収日の記入について改められたい。
- (2) 時間外勤務命令簿の課長印のないものがあった。
 - ① 命令印のないもの（7/5分）（生活支援室）
 - ② 命令印及び確認印のないもの（4/21、4/27分）（生活支援室）
- (3) 時間外勤務命令簿の実働時間が6時間を超えるものについて、休憩時間が与えられていないものがあった。任命権者は1日の勤務時間が6時間を超える場合は、休憩時間を置かなければならないため、所属長は休憩時間の取得について配慮されたい。（福祉支援室）
- (4) 時間外勤務命令簿の勤務時間の記載内容に誤りが見られた。（4/28分）（福祉支援室）

4 契約事務について

- (1) 随意契約の理由が記載されていない。
 - ① 水俣・芦北地域見守り支援活動等支援事業

- (2) 検査結果通知書が作成されていない。
 - ① ファミリーサポートセンター事業
 - ② 病児・病後児保育事業
 - ③ 厚生会館消防用設備保守点検業務
 - ④ 障害者虐待対応の事務に関する支援委託事業
 - ⑤ 意思疎通支援事業
 - ⑥ 手話奉仕員養成研修支援事業
 - ⑦ 放課後児童健全育成事業

5 物品管理事務等について

- (1) 切手受払簿において、以下の誤り等が見られた。
 - ア 受払簿の金額に誤りがあった。(福祉支援室)
 - イ 記入の訂正と削除に訂正印がなかった。(こどもセンター)
 - ウ レターパックの残枚数の誤りがあった。(福祉支援室)

令和5年度財務監査（定期監査：市長公室所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度市長公室所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（市長公室）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年5月16日（火）

イ 本監査 令和5年5月26日（金）から6月21日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、支給誤りがあったので、総務課と協議のうえ適切に処理されたい。

(ア) 10/30分支給もれ (秘書広報係)

(イ) 1/8分振替残支給もれ (秘書広報係)

(ウ) 9月分実働時間計誤り (秘書広報係)

(エ) 9/28分実働時間記入誤りによる支給誤り (秘書広報係)

(オ) 1/7、3/20分 I P K入力もれ (秘書広報係)

イ 年賀はがきを購入しているが、切手等受払簿が作成されていなかった。残ったはがきについては切手との交換を検討するなどし、適切に管理されたい。(秘書広報係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 市史の売却状況や在庫数がわかる資料が平成24年度以降見当たらなかったため、適正に在庫の棚卸と管理をされたい。(秘書広報係)

イ 市長車及び副市長車については、ETCカード使用管理簿、運転日誌等が作成されていないが、ガソリンや高速道路使用料の支払い時に、適切に業務を遂行しているか把握するためにも、各種記録簿の作成を検討されたい。(秘書広報係)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 酒気帯び確認記録簿において、記録の不備が見られた。
 - ア 確認記録簿は作成されていたが、確認の記録がされていなかった。
(市長車、副市長車分) (秘書広報係)
 - イ 確認記録簿に、出張分は記録されていたが、管内の公用車使用の記録がなかった。
(秘書広報係：広報)
 - ウ ETCカード使用管理簿に記載のある出張分で、確認記録簿に記録がないものがあった。(4/21、8/3・4、8/5、10/27、11/6、3/27) (政策調整係)
 - エ 確認記録簿に9月28日以降の記録がなかった。(政策調整係)

2 収入事務について

- (1) 国・県からの補助金等について、交付決定が行われた後に変更交付決定が行われた場合は、調定書を変更交付決定ごとに作成するのではなく、変更調定書を作成されたい。
①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

3 支出事務について

- (1) ETCカードの使用について、承認印のないものがあった。
 - ① 2/28分 (秘書広報係)
- (2) ETCカード使用管理簿に記載があるが、出張命令管理簿に記載のないものがあった。
 - ① 3/27分 (政策調整係)
- (3) 週休日・休日の振替簿について不備が見られた。
 - ア 振替手当の支給があったもので、振替簿に記載のないものがあった。
(7/31、12/4、1/8) (秘書広報係)
 - イ 振替の取得について、所属長の印のないものがあった。
(1/8分) (秘書広報係)

4 契約事務について

- (1) 検査結果通知書が作成されていない。 (秘書広報係)
 - ①公式LINEアカウントのホームページ連携対応業務
 - ②広報みなまた印刷業務

5 物品管理事務等について 特になし。

令和5年度財務監査（定期監査：市民課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度市民課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（市民課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年5月17日（水）

イ 本監査 令和5年5月22日（月）から6月21日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 物品購入・修理伺書に検収日の記載がなく、保管されている納品書にも検収日の記載がない。物品購入・修理伺書の様式は特に定めはないが、別に検収日の記録簿がないのであれば、物品購入・修理伺書に記録するようにしてはどうか。（年金医療保険係）

イ 52円はがき（36枚）については、63円はがきや使用頻度の高い切手と交換し、有効的に使用することを検討されたい。（戸籍住民係）

ウ 収入事務のうち、一般被保険者返納金については、平成30年度から令和3年度まで未収金があったが、担当者の努力により、令和4年度中にすべて回収されていた。（年金医療保険係）

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) ETCカード使用管理簿に記載のある出張分で、酒気帯び確認記録簿に記載がないものがあった。(9/1、9/8、9/26、9/28) (年金医療保険係)

2 収入事務について

- (1) 調定書に、収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。
- ① 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） (年金医療保険係)
 - ② 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
 - ③ 未就学児均等割保険料負担金繰入金

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書の検収日が、納品日から数日を要しているものがあるが、物品購入時は、注文内容と相違ないか納品後速やかに検収を行うべきである。(戸籍住民係)
- (2) 消耗品の購入にあたり、市内業者による請求であるが、ネット等の通信による発注のため、送料が発生している。効率的かつ適正な予算執行方法に留意されたい。(戸籍住民係)
- (3) 振替手当の支給があったもので、週休日・休日の振替簿に記載のないものがあった。(6/11、6/18、6/19) (年金医療保険係)

4 契約事務について

- (1) 随意契約により業務を行っているが、実施伺に一者見積りの理由や根拠法令が記載されていないものがあった。(年金医療保険係)
- ① 後期高齢者医療被保険者証等郵送用封筒印刷封入作業一式業務
- (2) 見積結果表の記載内容について、見積金額（税抜）を税込で記載していたり、手書きで記入するべきところを、印字していたりした。見積結果表の作成方法について、もう一度確認されたい。(年金医療保険係)
- ① 水俣市国民健康保険被保険者の医療機関適正受診対策業務
 - ② 水俣市特定健康診査未受診者受診勧奨等業務
- (3) 検査調書、検査結果通知書において、契約相手方の氏名を省略しているものがあった。契約書に記載された氏名を記載すべきである。(年金医療保険係)
- ① 水俣市国民健康保険被保険者の医療機関適正受診対策業務
 - ② 水俣市特定健康診査未受診者受診勧奨等業務

5 物品管理事務等について

- (1) 備品台帳が令和4年3月31日以降作成されていないため、令和4年度購入の備品についての記載がない。(年金医療保険係)
- ・ラミネーター
- (2) 令和4年度購入の備品について、備品台帳への記載もれがあった。(戸籍住民係)
- ・マイナンバー用タブレット端末
 - ・インクジェット複合機
 - ・旅券電子申請対応PC
 - ・バーコードリーダー

- (3) 購入した切手を、切手受払簿に記載することなく使用しているものがあつたが、一度記載してから使用されたい。
(年金医療保険係)

令和5年度財務監査（定期監査：総務課所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和4年度総務課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（総務課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年5月23日（火）から5月24日（水）まで

イ 本監査 令和5年5月31日（水）から6月21日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、支給誤りがあったので、適切に処理されたい。

(ア) R4.6月分 60h超の実働時間誤り（非課税世帯等臨時特別給付金事業）

(イ) 6/16分 時間外勤務命令簿の実働時間とIPK入力異なる。（職員係）

(ウ) 12/2分 IPK入力もれ（情報政策係）

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 物品購入・修理伺書に検収日の記載がなく、保管されている納品書にも検収日の記載がない。物品購入・修理伺書の様式は特に定めはないが、別に検収日の記録簿がないのであれば、物品購入・修理伺書に記録するようにしてはどうか。（情報政策係）

イ 収入事務のうち、過年度過誤払金返還金200,000円の未収金があるが、戸別訪問等対策の強化を行い、当該未収金の回収に努められたい。（行政管理室）

ウ 令和4年3月にアルコール検知器を20台購入しているが、まだ使用されていないものがある。今購入している分だけでもよく現場へ出向する課に配付する等検討されたい。

また、出張の際は、出張命令書、酒気帯び確認記録簿、ETCカード使用管理簿、といった具合に、記載する書類が多岐にわたっており、全庁的に記入漏れが散見される。業務の煩雑さを軽減するためにも、各要領、要綱等の見直しを行い、様式の改正を検討されたい。（職員係）

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) ETCカード使用管理簿に記載のある総務課職員使用分で、酒気帯び確認記録簿に記載がないものがあった。(soumu01:10件、soumu02:3件、soumu04:6件)

2 収入事務について

- (1) 過年度過誤払金の返還について、年度当初に送付すべきところを、令和4年11月2日に通知文と納付書を送付していた。(行政管理室)
- (2) 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。
ア 複写機使用料 (行政管理室)
- (3) 領収書について、領収書の発行が不要との申出があったものについては、領収書を発行していないが、現金出納にあたっては、適切な対応をお願いしたい。(行政管理室)

3 支出事務について

- (1) 物品購入・修理伺書に出納員の決裁のないものがあった。
2件 (情報政策係、No.6、2)
- (2) 物品購入・修理伺書の起票年月日が、納品書の日付より後になっているものがあった。
3件 (情報政策係、No.2、12、17)
- (3) ETCカード使用管理簿に記載があるが、出張命令管理簿に記載のないものがあった。
(soumu01:5件、soumu02:1件、soumu04:1件)
- (4) 物品購入・修理伺書が作成されていないものがあった。
SP6420用定期交換部品キット購入、電子ホチキス針 計4件 (情報政策係)
- (5) 振替手当の支給があったもので、週休日・休日の振替簿に記載のないものがあった。
7/24分2件、8/24分1件、11/13分3件 (職員係)
- (6) 会計年度任用職員の勤務時間について、任用通知書に記載された時間を超えて勤務した際の時間外勤務命令がない。(職員係)

4 契約事務について

- (1) 検査結果通知書が作成されていない。(職員係)
ア 産業医委託契約
イ 職員採用試験(一次及び二次)出題及び採点業務

5 物品管理事務等について 特になし。

令和5年度財務監査（定期監査：選挙管理委員会事務局所管の事務事業分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度及び令和4年度選挙管理委員会事務局所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（選挙管理委員会事務局）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年5月25日（木）

イ 本監査 令和5年5月31日（水）から6月21日（水）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、支給誤りがあったので、総務課と協議のうえ適切に処理されたい。

(ア) 時間外勤務命令簿での記載と異なる事業で支出しているものがあつた。

令和4年11月30日分 款・項・目 02・04・01→02・01・02で支出

(イ) 時間外勤務手当の支給誤りがあつた。

令和4年7月10日分 実働時間の算定誤り2件

(ウ) 時間外勤務手当の支給誤りがあつた。

令和4年7月9日分 支給もれ4件

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 50円はがきについては、平成28年度から使用しておらず、現在は郵便料金の改定により、そのままでは使用できない状況である。使用枚数・使用頻度の把握等を行い、今後も使用する予定がなければ、切手と交換する等検討されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

(1) 酒気帯び確認記録簿による記録が行われていなかったため、記録簿を作成されたい。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

(1) 物品購入・修理伺書に発注年月日の記載のないものが散見された。

(2) 切手等受払簿に記入する際、以下の不備が見られた。
・訂正印がないもの（令和3年度）

4 契約事務について

(1) 見積結果表の記載内容に以下の誤りがあったため、見積結果表の作成方法について、もう一度確認されたい。

ア 見積金額（税抜）を税込で記載しているものがあった。

（ア）参院選新型コロナウイルス感染症対策用品（除菌シート）

（イ）衆院選新型コロナウイルス感染症対策用品（マスク）（ニトリル手袋）（消毒用ウェットティッシュ）（アルコール手指消毒液）

イ 手書きで記入するべきところを、印字しているものがあった。

（ア）衆院選新型コロナウイルス感染症対策用品（マスク）（ニトリル手袋）（消毒用ウェットティッシュ）（アルコール手指消毒液）

5 物品管理事務等について

(1) 備品台帳に記載されていなかった。

ア 投票用紙計数機2台（令和4年度）